# 令和8年度 近江八幡市 放課後児童クラブ入所の案内

1. 利用の要件 5. 申込方法

2. 利用時間 6. 提出書類

3. 休所日

7. 利用決定について

4. 利用料について 8. 利用決定基準

【受付期間】令和7年 11 月 10 日 (月) ~11 月 28 日 (金)

(※ 平日のみ、クラブによっては土曜日も受付)

【受付時間】各クラブにより異なりますので、別紙一覧をご覧ください。

【受付場所】利用を希望するクラブにご提出ください。



近江八幡市 子ども健康部 子育て政策課 近江八幡市桜宮町 236 番地

TEL:0748-36-5524

FAX: 0748-32-6518

E-mail: 010432@city.omihachiman.lg.ip

## 放課後児童クラブとは

放課後児童クラブとは、就労等により保護者が昼間家庭にいない児童に対して授業終了後に適切な遊び及び生活の場を与え、児童の健全育成を図るための施設です。

近江八幡市内には、令和7年10月時点で24か所合計38クラブがあります。また、令和8年度からは新たに1施設(桐原小学校区)を開所予定です。詳細につきましては、決まり次第市ホームページに掲載いたします。

### 1. 利用の要件

小学校1年生から6年生の児童が対象です。利用には、下記のいずれかの要件に当てはまる必要があります。

- ア 保護者が放課後の時間帯※に就労している (※概ね14:00から18:00)
- イ 保護者が病気または障がいによる療養中である
- ウ 保護者に常時介護または看護を要する家族がいる
- エ その他保護者に係る事情により、子どもの保育ができないと認められる場合
- ※育児休業期間中の利用はできません。(産前産後休業期間中の利用は可能です。)
- ※夏休み等、長期休暇のみの利用はできません。通年利用(4月から3月)が基本となります。

## 2. 基本利用時間

授業のある日 放課後 から 午後6時30分

授業のない日 午前8時 から 午後6時30分(夏休み等)

※土曜日の利用時間および時間外保育については各クラブにお問い合わせください。

## 3. 休 所 日

日曜・祝日・年末年始・その他クラブが定める日

※警報発令時等により学校が休校となった場合は閉所となります。

## 4. 基本利用料

- 1月あたり10,000円
- ※利用料金の日割り計算はありません。
- ※おやつ代や保育活動費等別途クラブごとに定める負担があります。

#### ♥負担金助成金について

①生活保護世帯または②対象年度の市民税所得割が非課税の方については、利用料の一部を助成します。助成の金額は、1か月あたり5,000円です。申込月は、年3回(7月・11月・3月)です。申込月の翌月に4か月分の利用料をまとめて支給します。

該当の方は、各クラブに申請書のご提出をお願いします。詳細は市役所子育て政策課までお問い 合わせください。

### 5. 申込方法

申込みできるクラブは1か所です。なお、現在、放課後児童クラブをご利用中の方も、毎年申込みを しなければ利用ができませんので、必ずお申込みください。

1. 受付期間 令和7年11月10日(月)~11月28日(金)

2. 受付時間 各クラブにより異なりますので、別紙一覧をご覧ください。

3. 受付場所 利用を希望するクラブにご提出ください。

※受付について、午後3時から午後5時にかけては児童が活動する時間帯となりますので、なるべく避けていただくようご配慮をお願いします。

#### 6. 提出書類

次の①、②、③の必要書類をそろえてお申し込みください。申込用紙等については、各クラブに備え付けのものをご利用ください。また、市のホームページからもダウンロードできます。

### ① 利用申込書

### ② 児童家庭調査票

保護者及び児童本人の状況を記入してください。 児童1人につき1部提出が必要です。



◆ 近江八幡市ホームページ 様式のダウンロードが可能です。

#### ③ 添付書類

利用の要件に該当することの証明書が必要です。兄弟姉妹がいる場合は学年が<u>下の児童</u>にのみ提出してください。

	要件		添付書類	
ア	保護者の就労	給与所得者	就労証明書(保育所の申込みをする場合、コピー可)	
			※証明書発行日から3か月間有効	
		自営業者	就労証明書	
			+確定申告書もしくは営業許可証などの写し	
1	保護者の病気/障がい	診断書あるいは身体障害者手帳等のコピー		
ウ	介護・看護	介護・看護の対象となる方の診断書等のコピー		
エ	保護者の就学	在学・在籍証明書もしくは学生証の写し		
		+受講カリキュラム(時間割)		

- ※その他要件でのお申込みの場合の必要書類については市役所子育て政策課にお尋ねください。
- ※保育所等の申込みに提出される就労証明書の写しをご利用いただくことも可能です。その場合、 提出先を「放課後児童クラブ代表」に訂正してください。

# 7. 利用決定について

申込書を受理した児童については、受理したクラブで利用の要件及び利用決定基準を確認した上で、 利用の可否について通知します。⇒令和7年12月末までに各クラブより順次お知らせする予定です。

- ※利用希望者が多数のクラブにおいては、「8. 利用決定基準」により選考します。受入れ可能人数 を超えた場合、入所できない場合があります。<u>令和8年度は桐原小学校区の低学年については、</u> 入所調整を行う予定です。
- ※申込書等に不備がある場合(記入漏れや書類の不足)利用決定ができません。
- ※申込書等に虚偽の記載が判明した場合は、利用決定を取り消す場合があります。

## 8. 利用決定基準

(1)基準指数と(2)調整指数の合算をその児童の利用決定指数とし、父母どちらか低い方の指数 を採用します。

#### (1) 基準指数

区分	状況		指数	
児童	学年	1年生	18	
		2年生	12	
		3年生	6	
		4年生	0	
		5年生	-6	
		6年生	-12	
	障がいがある場合(特別支援学級在籍等)			
保護者	保護者 就労または就学			
	★1:午後2時から午後6時までの就労(就学)時間×1週間の勤務日数(5日を限度、日曜を除く)			
	※残業時間を除く			
	保護者の病気等	入院または常に寝たきり、または重度障がい	20	
		在宅での療養(通院加療を行い、常に安静を要する場合)	1 5	
	介護または看護	在宅での介護または看護(寝たきりまたは重度障がい)	15	
		在宅での介護または看護(上記以外)	12	
		病院等への付き添い	<b>★</b> 2	
	★2:午後2時	から6時までの付き添い時間×1週間の日数(5日を限度、日曜を除く)		
世帯	ひとり親家庭			
兄弟姉妹が同一クラブの利用希望		ラブの利用希望	6	

#### (2)調整指数

区分	状況		指数		
児童	満2年以上継続して同じクラブを利用する場合				
	(※令和8年4月1日時点で2年通所している場合)				
保護者	月の総就労(就学)時間	月160時間以上の就労	10		
		月120時間~160時間未満の就労	5		
		月80時間~120時間未満の就労	3		
	通勤時間	通勤時間が片道2時間以上	3		
		通勤時間が片道1時間以上	2		
世帯	単身赴任世帯		3		

指数が同点の場合は、基準指数が高い方(学年が低い児童等)を優先し、それでも差異がつかない場合は、次の家庭及び児童の状況を総合的に判断して決定します。

- 1. 祖父母の同居又は近居の状況
- 2. 保護者の残業時間

# 【受付期間】令和7年11月10日(月)~11月28日(金)

(※ 平日のみ、クラブによっては土曜日も受付)

【受付時間】各クラブにより異なりますので、別紙一覧をご覧ください。

【受付場所】利用を希望するクラブにご提出ください。

